

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成28年度	次回見直し予定	平成33年度
条例名	神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例				
条例番号	平成22年神奈川県条例第13号	法規集	第9編第1章11節		
所管室課	環境農政局農政部農政課				
条例の概要	遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するために必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	遺伝子組換え技術・作物については、農業の生産性や品質等の向上を図るため、将来的には有用な技術であるが、一方では、その栽培に対しては、一般作物との交雑等を懸念する声もある。本条例は、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑を未然に防止し、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、遺伝子組換え作物の栽培計画等の知事への事前の届出や周辺生産者への説明会の開催、適正な交雑等防止措置の遵守などを義務づけており、交雑等の防止の確保ができていることから、有効に機能している。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める交雑等防止措置については、科学的な知見に基づいた必要最小限の措置としている等、効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」(基本構想)の政策分野「安全・安心」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び政策分野「産業・労働」の政策の基本方向「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	遺伝子組換え作物の開放系での栽培等に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するために必要な事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				